令和６年第１回九戸村議会定例会予算特別委員会

令和６年３月13日（水）
午後２時　開議
場所　常任委員会室

◎審査日程（第４号）

日程第 １　議案第44号　令和６年度九戸村一般会計予算
【歳出(12款・13款)】

日程第 ２　議案第45号　令和６年度九戸村国民健康保険特別会計予算
議案第46号　令和６年度九戸村後期高齢者医療特別会計予算

◎出席委員（９人）

１番　大　﨑　優　一　君	６番　坂　本　豊　彦　君
２番　久　保　えみ子　君	８番　岩　渕　智　幸　君
３番　渡　　保　男　君	９番　保大木　信　子　君
４番　川　戸　茂　男　君	10番　古　舘　　巖　君
５番　中　村　國　夫　君	

◎欠席委員（１人）

11番　髙　﨑　覺　志　君

◎説明のため出席した者の職氏名

村　　長	晴　山　裕　康　君
副　村　長	伊　藤　　仁　君
総　務　課　長	中　奥　達　也　君
会計管理者兼税務住民課長	野辺地　利　之　君

◎職務のため委員会室に出席した事務局職員の職氏名

事　務　局　長	柳　平　善　行
主　　任	山　本　猛　輝

◎開議の宣告（午後２時 00 分）

○委員長（中村國夫君）　皆さん、大変ご苦労さまでございます。

ただ今の出席委員は、９人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、11 番、髙﨑覺志委員から欠席の届けがありました。

これから、本日の会議を開きます。

○委員長（中村國夫君）　冒頭ですけれども、議会事務局長のほうから説明がございますので、よろしくお願いいたします。

議会事務局長

○議会事務局長(柳平善行君)　それでは、お詫びと訂正というところで事務局のほうからご説明したいと思います。

令和５年第３回定例会の資料の訂正となります。フォルダを開いて確認していただきたいわけなのですが、議会定例会の令和５年度の中に、第３回９月定例会のフォルダがございます。その中に、令和５年９月４日(開会)のフォルダがあると思いますが、そちらをお開きいただきたいと思います。その中に、10　「法人の経営状況を説明する書類の提出について」というフォルダがあるんですが、二つ見えていると思います。「＋（２）」と書いてあるのが訂正後の資料になりますが、最初アップロードした際に、両面の原稿を片面でスキャンしたがために、１ページはねた状態でアップロードされていたんですが、それを先ほど確認して誤りが確認できました。ですので、再度両面をスキャンしたものを再アップロードさせていただいておりましたので、そちらのほうに差し替えさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

◎審査日程の報告

○委員長（中村國夫君）　本日の審査日程は、お手元に配布のとおりであります。

ここで審査に入る前に、昨日の予算委員会の答弁の中で補足説明の申し出がありますので、発言を許します。

副村長

○副村長（伊藤　仁君）　それでは、昨日、坂本委員から求められました２年度からの九戸村総合公社予算額を、表にして資料として提出させていただきました。２年度から４年度におきましては、当初予算の後に、補正予算で増額しておりますので、その最終予算額も記載させていただいております。なお、５年度は補正はしておりませんでしたが、表として、補正の表は記しておりますが、これは補正は行っておりません。また、施設ごとの予算額は、施設間で流用しておりまして、施設ごとの決算額ということではございません。なお、２年度まではオドデ

館、レストラン、甘茶工場、本社共通経費の赤字補填としても委託料は計上されておりました。しかし、３年度からは、やはり収益性の高い部門につきましては、すべて村に依存してしまいますと、どんぶり勘定になってしまいますので自立経営を目指すべきだということで、村の予算補填は行っていないというものでございます。以上でございます。

○委員長（中村國夫君）　税務住民課長

○税務住民課長（野辺地利之君）　それでは、月曜日の歳入の質疑の中で、ソーラーパネルの償却資産としての課税に関して、お答えをさせていただきましたが、いくつか補足をさせていただきます。

基本的には個人の住宅にあるソーラーパネルにつきましては、償却資産として課税になるものではありませんが、規模や用途によっては課税になる場合もございます。まず規模の条件ですが、発電量が 10 キロワット以上のものにつきましては、売電するための事業資産と捉えられまして、償却資産として課税対象となります。ただ、一般的なご家庭のソーラーパネルにつきましては、おおむね３から５キロワット程度といわれておりまして、その場合は当然課税対象とはならないものでございます。また、発電量が 10 キロワット未満であった場合でも、その用途が事業用の場合は償却資産として課税対象となります。例えば個人で不動産業をやられている方が賃貸住宅に設置をしまして、賃貸用に使用する場合ですとか一般住宅に設置しているものの、その電力を農業用に使用している場合など、そういった場合は当然事業用となりますので、課税対象となるものでございます。これらについては、ちょっと特殊な場合だと考えられます。また、これらとは別に建物の構造上、屋根と一体的なソーラーパネルが設置なっているものもございます。これにつきましては、家屋として評価をいたしまして、固定資産税の課税がなされるというものでございます。以上、補足とさせていただきます。

◎議案第 44 号の個別審査

○委員長（中村國夫君）　それでは、本日の審査日程に入ります。

昨日に引き続き、議案第 44 号「令和６年度九戸村一般会計予算」の審査を行います。それでは、歳出について 12 款公債費、13 款予備費の個別審査を行います。

質疑に入る前に、内容の説明を求めます。

総務課長

○総務課長（中奥達也君）　それでは、70 ページの 12 款公債費につきまして、ご説明申し上げます。まず、１目元金につきましては、長期債元金償還金ということで、前年度の比較で 112 万 2,000 円減の５億 1,087 万 7,000 円を計上しております。次に２目利子は、長期債利子償還金として、前年度との比較で 340 万 7,000 円減の 2,197 万 6,000 円を計上しております。

次に13款予備費でございますが、例年同額であります500万円を計上しております。災害復旧費につきましては、６年の予算計上がなく廃款となります。以上で、説明を終わります。

○委員長（中村國夫君）　説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君）　質疑がないようですので、これで12款公債費、13款予備費についての個別審査を終わります。

なお、質疑漏れ等は、全ての会計の審査が終わった後に、総括質疑を行いますので、その際にお願いいたします。

◎議案第45号および議案第46号の個別審査

○委員長（中村國夫君）　引き続き質疑を行います。

これから特別会計の個別審査に入ります。

議案第45号「令和６年度九戸村国民健康保険特別会計予算」、議案第46号「令和６年度九戸村後期高齢者医療特別会計予算」の議案２件を、一括して個別審査を行います。

質疑に入る前に、内容の説明を求めます。

税務住民課長

○税務住民課長（野辺地利之君）　それでは、令和６年度の九戸村国民健康保険特別会計の当初予算について、説明いたします。令和６年度は、前年度に比べマイナス1.5%、1,022万円減の６億7,275万2,000円としております。増減の大きいものや新規事業について説明させていただきます。事項別明細書の３ページをご覧願います。まず、歳入でございます。１款国民健康保険税、１項国民健康保険税、１目一般被保険者国民健康保険税でございますが、前年度に比べ498万6,000円減の9,739万8,000円を計上しております。１節の医療給付費分現年課税分につきましては、前年度に比べ348万9,000円減の5,888万7,000円を見込んでおります。これは過去３年間の調定額の推移から積算したものでございます。次に、２節医療給付費分滞納繰越分については、前年度に比べ４万4,000円減の94万8,000円を見込んでおります。令和５年度の決算見込額に、過去３カ年度の徴収率の平均を掛けて算出しております。なお、これ以降の滞納繰越分についても同様の積算方法でございます。３節の後期高齢者支援金分現年課税分については、前年度に比べ173万2,000円減の2,903万7,000円を見込んでおります。こちらにつきましても、過去３年間の調定額の推移から積算したものでございます。４節後期高齢者支援金分滞納繰越分については、前年度に比べ1,000円減の48万2,000円を見込んでおります。そして５節介護納付金分現年課税分については、

前年度比 29 万 8,000 円増の 781 万 1,000 円を見込んでおります。これは 40 歳から 64 歳までの被保険者に課税となるもので、過去３年間の調定額の推移から積算したものでございます。増額となる要因といたしましては、令和５年度までの積算方法では過去３年間の調定額の推移から積算し、その後、コロナ禍による影響分を減じておりましたが、令和６年度積算に当たっては、このコロナ禍の影響分を取りやめたことから若干の増となったものでございます。次に６節介護納付金分滞納繰越分については、前年度比１万 8,000 円減の 23 万 3,000 円を見込んでおります。

次に、４ページです。４款県支出金、１項県補助金、１目保険給付費等交付金でございます。１節の普通交付金が４億 9,258 万 5,000 円で、前年度に比べまして284万5,000円減となっております。歳出の保険給付費が減少したことにより、普通交付金も減少するものでございます。そしてその下、２節特別交付金の保険者努力支援制度交付金 503 万 2,000 円は、前年度と比べまして 314 万円の増となっております。これは市町村が行う医療費適正化に向けた取り組みを評価し、達成状況に応じて交付されるもので、特定健診や特定保健指導、これらをより力を入れまして、医療費適正化に取り組むこととして増額を見込んでいるものでございます。

次に、６款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金ですが、前年度に比較して 529 万 8,000 円減の 6,992 万 6,000 円を計上しております。これは、歳出が総じて減額になったことに伴い、繰入金も減額となったものでございます。

続いて６ページ、歳出です。６ページから７ページにわたって、１款総務費でございますが、こちらにつきましては大きな増減はございません。

ページめくっていただきまして、８ページでございます。２款保険給付費、１項療養諸費、１目一般被保険者療養給付費、18 節負担金補助及び交付金に一般被保険者療養給付費として、前年度比 365 万円減の４億 2,975 万 9,000 円を計上しております。これは保険者としての負担費用ですが、過去３年間の平均給付額や被保険者数の見込数を勘案して算出したものでございます。次に、同じく８ページの中ほど、２項になります。２項の高額療養費、１目一般被保険者高額療養費でございますが、前年度比 142 万円増の 6,115 万円を計上しております。これについても過去３年間の被保険者数や給付額、増減率を勘案し算定したものでございます。全体の被保険者数が減少することに合わせて医療費の総額は減少すると見込んでおりますが、医療の高度化によりまして、より高額の医療は増えると考えております。

次に、９ページでございます。２款保険給付費、６項傷病手当、１目傷病手当ですが、こちらは前年度比 79 万 1,000 円減の 1,000 円を計上しております。これはコロナによる病気休業中の被保険者とその家族の生活を保障するため、傷病手

当を給付するものですが、令和５年５月に新型コロナが５類に移行となりまして、該当者はいないと思われるため減額するものでございます。

次に３款です。３款国民健康保険事業費納付金、１項医療給付費分、１目一般被保険者医療給付費ですが、前年度比 23 万 4,000 円減の 9,666 万 4,000 円を計上しております。県への納付金でございまして、県が決定した金額を計上するものでございます。県の試算によりますと、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行などにより、被保険者数が減少するということから納付金は減少するという見方をしておるようでございます。次に 10 ページです。３款国民健康保険事業費納付金の２項後期高齢者支援金等分、そしてその下の３項介護納付金分についても、先ほどと同様に県の試算によるものでございます。

次に、５款保健事業費、１項保健事業費、１目疾病予防費ですが、前年度比 460 万 6,000 円減の 44 万 6,000 円を計上しております。これは令和５年度におきましては、データヘルス計画策定委託料 363 万円がございましたが、これがなくなったことにより減額となるものでございます。次に 11 ページにまいりまして、５款の２項特定健康診査等事業費、１目特定健康診査等事業費ですが、前年度比 31 万 6,000 円減の 781 万 2,000 円を計上しております。これは被保険者数の減少に伴う、特定健診受診者見込みの減による減額でございます。

次に、12 ページでございます。７款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、１目一般被保険者保険税還付金ですが、これは前年度比 31 万 5,000 円増の 87 万 6,000 円を計上しております。これは国保の資格異動ですとか、過年度の修正申告による国保税の還付金となります。過去５年間の状況を勘案しての増額でございます。国保特別会計の説明は、以上でございます。

続けて、後期高齢者医療特別会計予算について、説明いたします。令和６年度は、前年度に比べ 9.4%、693 万 5,000 円増の 8,101 万 1,000 円としております。

事項別明細書の３ページをご覧願います。１款後期高齢者医療保険料、１項後期高齢者医療保険料、１目特別徴収保険料でございます。前年度に比較して、378 万 5,000 円増の 3,987 万 3,000 円を計上しております。これは広域連合の積算によるもので、団塊世代の後期高齢者保険制度への移行ですとか、２年ごとに行われます保険料の改定によるものでございます。次に、２目普通徴収保険料でございますが、前年度比 113 万 1,000 円増の 1,191 万円を計上しております。増額の要因は、先ほどと同様でございます。

次に３款繰入金、１項一般会計繰入金、２目保険基盤安定繰入金でございます。前年度比 203 万 9,000 円増の 2,738 万 9,000 円を計上しております。これにつきましても、広域連合の積算によるものでございます。

次に、４ページでございます。４ページの一番下ですが、督促手数料につきましては、現時点で保険料の滞納繰り越しはなく、さらに令和５年度から督促手数

料を徴しないこととしておりますことから廃款とするものでございます。

次に歳出です。事項別明細書の６ページをご覧願います。２款１項１目、後期高齢者医療広域連合納付金でございます。前年度比 695 万 5,000 円増の 7,917 万 2,000 円を計上しております。これについても広域連合が積算し、決定した額を計上したものとなってございます。歳入の１款後期高齢者医療保険料と同じく歳入３款１項２目ですが、保険基盤安定繰入金を合算した金額と同じになるものでございます。後期高齢者医療特別会計の説明は、以上でございます。

○委員長（中村國夫君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

９番、保大木信子委員

○９番（保大木信子君）　どこで聞いていいのかが、ちょっと分からなかったんですけれども、今度、国民健康保険が県で一律化されるような話でありますが、医療体制のこんな格差があるのに、そういうふうにもっていかれるのもあれだし、そういうところも村から訴えていくべきだと思っています。

それで、一つなんですが、歯医者さんがなくて、お年寄りの方たちが通うのにとても大変だということを言われています。それで、二戸歯科医師会で、「施設があれば、九戸に行ってあげるけど」というお話が聞こえてきたんですよ。それで、いつか二戸歯科医師会の方たちといろいろお話をなさってみて、もしそれが可能であれば、九戸村でも歯科ができる場所を確保して機材を揃えるとか、やはり古いと駄目みたいですので、そういうところも検討していくべきじゃないかと思いますが、村長からお伺いします。

○委員長（中村國夫君）　村長

○村長（晴山裕康君）　まず、一つ目の保険料の統一の件でございますが、県のほうからそういうふうな話が来ておりまして、ただ従来からでございますが、やはり医療格差といいますか、医療水準があまりにも違う中で、乱暴に保険料を統一するのには賛成できませんという立場ではございます。ではございますが、何かのときにしゃべったかもしれませんが、県内においてはほとんどというか、うち以外全部だったか、九戸村以外の市町村が、その保険料統一は進めるべきだという見解だそうでございまして、ただ、九戸村としては、公式の回答では「賛成はできない」という立場を回答で示しているところではございます。従って、これからもぜひ議会の皆さんもですね、一緒になって、あるいは村民をも巻き込むかたちで、医療水準格差がある中で、保険料だけ統一するのはおかしいのではないかということを訴えていくべきだろうというふうに思っております。

２点目の歯科診療の話でございますが、今のところ残念ながら、その歯科医の方を確保できていないと。これまで民間の歯科医院があったということでございますが、その中で学校のほうの歯科健診なり保健福祉課でやっている歯科健診は、

二戸歯科医師会のご協力をいただいて進めているというところでございます。二戸歯科医師会の会長、私も比較的親しくしておりますので、そういうふうなお話も率直に、対話の場を持って進めてまいりたい。委員がどこからそういうふうな情報を得たのか分かりませんが、残念ながら公式には私のところには、そういう話は来ておりません。ただ、二戸歯科医師会の会長も、九戸の歯科診療については非常に心をくだいていただいてはおりますので、ぜひ、胸襟を開いて話を進めてまいりたいと思っております。

○委員長（中村國夫君）　ほかに、質疑ございませんか。

４番、川戸茂男委員

○４番（川戸茂男君）　保険料なのか、税なのかですが、県により一元化になる時期については、前にも何回かやりとりをしたような気はしますが、その際に九戸村の税の高いとか低いとか、県平均だとかという話も前に聞いたような気がします。それで、その期間が短くてそういうふうに、一挙に県が示す税の負担となれば、被保険者にとっては大変なことだろうなとは思いますが、その辺の見通しと激変になるわけで、そこの何年間かで緩和措置が取られるものなのかどうなのか、まだそこまで行っていないのか、その辺も含めてお尋ねします。

○委員長（中村國夫君）　税務住民課長

○税務住民課長（野辺地利之君）　岩手県内の国保の保険税の統一につきましては、以前、政調会でしたでしょうか、令和 12 年度からの６年間の間に、12 から 17 年度までですか、の間に県内で保険税率を統一しましょうということで、現在、県のほうでは進めております。従いまして、そこに向けてということで、委員おっしゃるように、今後、村としてもどういった取り組み方になるかは、ちょっとまだ検討しなければならないところですが、その税率の部分も含めて段階的に事前に検討していくのかということも含めて、６年度以降、あまり遅くならない時期に検討が必要かなと担当課としては考えております。

○委員長（中村國夫君）　ほかに、質疑ありませんか。

２番、久保えみ子委員

○２番（久保えみ子君）　簡単な質問ですが、後期高齢のほうの 75 歳以上の人数が、九戸で何人いらっしゃいますか。

○委員長（中村國夫君）　税務住民課長

○税務住民課長（野辺地利之君）　細かい下のほうの数字まではあれですけれども、現時点で 1,300 人程度だったと記憶しております。

○委員長（中村國夫君）　そのほか、質疑ございませんか。

４番、川戸茂男委員

○４番（川戸茂男君）　前の政調会のときでしたか、後期高齢の方の高額療養費の処理について不適切な事案があったわけですが、その処理といいますか。今、時

効にならない分の分については、今、処理中で、それぞれ該当する方に通知をされているかと思うんですが。その後の、その時点で時効になった分については、村としてどうにかしなければならないのかなというようなお話もあったんですが、今はその時点での話のままでしょうか。何か動きがありますでしょうか。

○委員長（中村國夫君）　税務住民課長

○税務住民課長（野辺地利之君）　以前の村政調査会の際に報告をさせていただいた件につきましては、その報告後、何か新たな進展があったというものは今のところはございません。まだ調査中ということでございます。

○委員長（中村國夫君）　ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君）　質疑がないようでございますので、議案第 45 号「令和６年度九戸村国民健康保険特別会計予算」、議案第 46 号「令和６年度九戸村後期高齢者医療特別会計予算」の個別審査を終わります。

なお、質疑漏れ等は、総括質疑の際にお願いします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本日の審査は、ここまでにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君）　異議なしと認めます。

従って、本日の審査は、ここまでといたします。

なお、次の会議は、明日３月 14 日午前 10 時から行いますので、ご参集願います。

◎散会の宣告

○委員長（中村國夫君）　本日は、これで散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会（午後２時 36 分）